平成２３年（フ）第１４７号
静岡市清水区殿沢２丁目２番14号　グレース21―206号、旧住所静岡市清水区村松原２丁目４番31号
債務者　望月　昭生
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　智裕
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３７号
静岡市清水区北矢部858―４、外国人登録原票上の住所静岡市清水区江尻台町13番20号
債務者　金村弘茂こと　金　　弘茂
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本杉　隆利
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１３号
静岡市清水区北矢部858―４、外国人登録原票上の住所静岡市清水区江尻台町13番20号
債務者　金村千津子こと　鄭　　甲順
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本杉　隆利
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９号
長崎県大村市植松１丁目83番地32
債務者　清水　祐一
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
千葉県八街市榎戸208番地１
債務者　吉葉　正勝
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濟木　昭宏
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１４８号
横浜市磯子区森１丁目５番21―1325号
債務者　倉重　克己
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目24番地22
債務者　田原　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８９号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目24番地22
債務者　田原　晴美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０２号
静岡県富士市天間236番地の６
債務者　清　　裕
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成23年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市城見町139番地
債務者　山口　和志
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７９９号
広島市西区草津南１丁目７番15号
債務者　岩崎　　泉
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０号
宮崎市大坪町粂田2650番地１
債務者　田村光史郎
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　律男
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８３号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　11―506
債務者　齋藤　正樹（旧姓權田）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７５号
愛知県半田市亀崎相生町３丁目12番地　グランピア相生５Ａ号
債務者　後藤　信明
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下出　太平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部